

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

トヨタ記念病院

(令和 8 年 7 月策定)

第 1 章 総則

(1) 業務計画の目的・基本方針

トヨタ記念病院（以下「当院」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づき、愛知県知事の指定を受けた指定地方公共機関（医療機関）である。本業務計画は、法第 9 条第 1 項の規定により、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づいて作成する。

本業務計画は、政府行動計画及び県行動計画において新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略とされている、①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること、②国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること、を踏まえて運用する。

当院は、新型インフルエンザ等が発生した場合においても、国、愛知県その他の関係機関と相互に連携協力し、西三河北部医療圏における急性期医療を担う医療機関として、地域住民が安心して医療を受けられる体制を確保することを目的とする。法第 47 条に規定する医療の確保を中核的な責務と位置づけ、新型インフルエンザ等緊急事態においても、医療を確保するため必要な措置を講ずる。

業務計画の運用に当たっては、職員（業務委託会社の職員を含む。以下同じ。）等の安全確保を最優先とし、国及び愛知県等が提供する正確な情報を適宜入手して的確に行動する。

(2) 業務計画の運用

本業務計画は、新型インフルエンザのほか、新型コロナウイルス感染症その他の新たな呼吸器感染症等を含めた幅広い感染症を対象とし、発生した感染症の特性に応じて柔軟に運用する。

当院は、別に「新興感染症発生時における診療継続計画（BCP）」を定めている。本業務計画は、法第9条に基づく新型インフルエンザ等対策業務の基本的事項を定めるものであり、診療継続の具体的な手順は当院 BCP による。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（1）実施体制

（法第9条第2項第2号関係）

平時においては、感染対策に関する基本的な協議を院内感染対策委員会において行う。

海外又は国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階において、感染管理グループが必要と判断したタイミングで、院内に「新興感染症対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。対策本部の構成は次のとおりとする。

- ・ 本部長：病院長
- ・ 副本部長：事務長
- ・ 構成員：感染管理グループ、各診療室副院長、救命救急センター長、臨床検査科技師長、薬剤科薬剤長、放射線科技師長、総看護長、副総看護長、事務部門各 GM、経営支援チーム
- ・ タスクフォース：入院、外来、職員及び情報の各タスクフォース

対策本部は、新型インフルエンザ等の収束まで定期的及び臨時に開催し、診療体制の決定及び院内方針の周知を行う。発生時における意思決定は本部長である病院長が行い、本部長が不在の場合は事務長及び副院長が合議のうえ決定する。対策本部の決定は、各部署の統括責任者を通じて所属職員に伝達する。なお、構成員の欠勤を想定し、各構成員はあらかじめ代理者を定めておくものとする。

（2）情報収集・共有体制

感染管理グループ（情報収集責任者：感染管理グループ長）は、平時から、国、愛知県及び豊田市保健所等が発信する情報並びに関係学会等の診療指針を収集する。

対策本部の設置後は、対策本部が情報を一元管理し、代表者伝達会等を通じて各部署の統括責任者に周知し、各部署の統括責任者が所属職員に周知する。職員の発症状況及び欠勤の可能性等は、各部署の統括責任者を通じて把握する。患者及び地域住民に対しては、診療体制を変更する際に、ホームページ及び院内掲示物を通じて周知する。

（３）関係機関との連携

（法第 9 条第 2 項第 3 号関係）

当院は、国（内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省）、愛知県（保健医療局、感染症対策課）、豊田市及び豊田市保健所、西三河北部医療圏の医療機関及び連携先病院並びに関係学会等の関係機関と連携する。平時から連絡体制を確認し、発生時には電話、メール等により連携する。委託・派遣・外注等の外部事業者については、平時から業務継続計画及び出入方法等を確認して一覧を作成し、感染拡大時に備えて院内の応援体制を検討する。

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

（１）新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

（法第 9 条第 2 項第 1 号関係）

当院は、医療機関である指定地方公共機関として、法第 47 条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態において医療を確保するため必要な措置を講ずる。具体的には、新型インフルエンザ等の患者（疑い患者を含む。）の外来及び入院診療を行うほか、豊田市保健所からの要請に基づき、感染が疑われる患者を対象とする外来診療を実施し、急性期医療を担う医療機関としての診療機能の維持に努める。

当院は、地域における役割に鑑み、診療業務を優先度に応じて分類し、感染の拡大状況に応じて、優先度の低い診療業務から制限（中止・延期・縮小）する。感染者（疑いを含む。）と非感染者の動線分離を基本とし、院内感染を防止しつつ診療機能を維持する。診療体制の具体的な運用は、当院 BCP による。

人員計画として、出勤率が低下した場合においても対策業務を継続できるよう、重要業務への重点化を図るとともに、シフトの工夫及び複数担当者制等を検討する。職員の欠勤に備えて職員配置状況の一覧を作成し、感染症罹患時に重症化するおそれのある職員には担当業務への配慮を行う。なお、特定接種（法第 28 条）が行われない場合においても業務を継続できるよう、本計画を運用する。

業務実施に必要な設備として、情報システムのほか、E R 内の感染症診察室（陰圧）、救命救急病棟及び一般病棟の感染症対応病室を活用し、感染の拡大状況に応じて感染者専用の入口及び動線を設定する。

（２）感染対策の検討・実施

（法第 9 条第 2 項第 4 号、第 10 条関係）

院内における感染対策として、標準予防策（手指衛生、個人防護具の適切な使用、咳エチケット、環境整備等の徹底）を基本とし、感染経路に応じた経路別予防策を実施する。また、感染症の伝播防止のため、流行状況に応じて面会制限を行うとともに、職員は別に定める行動指針に従い健康管理を行う。感染した場合及び同居家族等が感染した場合には、院内感染対策委員会が定める期間、出勤を停止する。

物資及び資材の備蓄として、法第 10 条に基づき、対策本部は、新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品、医療機器、個人防護具（マスク、手袋、ガウン、ゴーグル等）、手指消毒剤等の品目及び推定使用量を把握し、備蓄状況を確認して購入計画を策定する。使用推奨期限等のあるものは、ローリングストックにより管理する。なお、これらの備蓄は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

第 4 章 教育・訓練、点検・改善

（１）教育・訓練

（法第 12 条第 1 項関係）

当院は、職員等に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、基本的な感染対策（症状のある職員の出勤停止、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、換気等）、個人防護具の着脱並びに本業務計画及び BCP の内容に関する教育・訓練を計画的に実施する。また、愛知県その他の関係機関と連携した訓練の実施に努める。

（２）点検・改善（業務計画の見直し）

当院は、訓練の実施等を通じて、平時の備え及び有事における実施体制等について不断の点検及び改善を行う。政府行動計画又は県行動計画の改定、新型インフルエンザ等に関する新たな知見、実際の対応経験等を踏まえ、必要に応じて本業務計画を見直す。本業務計画を変更したときは、法第 9 条第 6 項において準用する同条第 3 項及び第 4 項の規定により、愛知県知事に報告するとともに、関係市町村長に通知し、その要旨を公表する。

附則

この業務計画は、令和 8 年 7 月 15 日から施行する。